四日市市告示第160号

四日市市敬老金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年 3月31日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市敬老金支給要綱の一部を改正する要綱

四日市市敬老金支給要綱の一部を改正する要綱(昭和 45 年 6 月 24 日四日市市告示 第 46 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附則	附則
1 (略)	1 (略)
(有効期限)	(有効期限)
2 この要綱は、平成31年3月31日	2 この要綱は、 <u>平成28年3月31日</u>
限り、その効力を失う。	限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)